

生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則

(趣旨)

第1条 この規則は、生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例（平成29年3月生駒市条例第17号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(禁止区域内における標識等の設置)

第2条 市長は、条例第8条第1項に規定する禁止区域を指定したときは、当該禁止区域内の公衆の見やすい場所に、禁止区域である旨を表示した標識を設置するものとする。

2 市長は、条例第8条第3項に規定する指定喫煙場所を指定したときは、当該指定喫煙場所に吸い殻入れを設置するものとする。

(歩きたばこ等防止指導員)

第3条 市長は、次に掲げる事務を行わせるため、歩きたばこ等防止指導員（以下「指導員」という。）を置くことができる。

(1) 条例第11条の規定による勧告

(2) 条例第12条の規定による命令

(3) 条例第14条の規定による過料の処分（以下「過料処分」という。）

2 指導員は、市職員のうちから市長が任命する。

3 第1項の規定により事務を行う指導員は、歩きたばこ等防止指導員証（様式第1号）を携帯し、関係者の請求があったときは、これを提示しなければならない。

(勧告)

第4条 条例第11条の規定による勧告は、勧告書（様式第2号）により行うものとする。ただし、緊急その他やむを得ない場合は、口頭により行うことができる。

(命令)

第5条 条例第12条の規定による命令は、命令書(様式第3号)により行うものとする。

(過料処分)

第6条 過料処分に係る地方自治法(昭和22年法律第67号)第255条の3の規定による告知は告知書(様式第4号)により行うものとし、同条の規定による弁明の機会の付与は弁明書(様式第5号)を提出させて行うものとする。

2 過料処分は、過料処分決定通知書(様式第6号)により行うものとする。

(施行の細目)

第7条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、平成29年10月1日から施行する。

		第 号
歩きたばこ等防止指導員証		
写 真	所 属	
	氏 名	
	生年月日	
<p>上記の者は、生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例施行規則第3条の規定による歩きたばこ等防止指導員であることを証明します。</p>		
年 月 日		
生駒市長		印

(裏面に生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例の抜粋を記載する。)

様式第2号（第4条関係）

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



勸告書

あなたの行為は、生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例第10条本文の規定に違反しているため、同条例第11条の規定により、下記の行為の是正・中止をするよう勧告します。

記

1 日 時	
2 場 所	
3 違反の内容	

殿

生駒市長



命 令 書

生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例第11条の規定により、 年 月 日
付け 第 号で下記の行為の是正・中止を勧告しましたが、この勧告に従わなかったため、
同条例第12条の規定により勧告に従うよう命令します。

なお、正当な理由なくこの命令に従わないときは、同条例第14条の規定により、2万円の過
料に処されます。

記

1 日 時	
2 場 所	
3 違反の内容	

（行政不服審査法（平成26年法律第68号）及び行政事件訴訟法（昭和37年法律第139号）
の規定による教示）

様式第4号（第6条関係）

第 号
年 月 日

殿

生駒市長



告 知 書

あなたは、生駒市歩きたばこ及び路上喫煙の防止に関する条例第12条の規定による命令に従わなかったため、同条例第14条の規定による過料の処分の対象となります。

この処分に先立ち、弁明の機会を付与します。

1 日 時	
2 場 所	
3 違 反 の 内 容	
4 命 令 の 内 容	
5 弁 明 の 方 法	
6 弁明書の提出期限	
7 提 出 先	

弁 明 書

年 月 日

生駒市長 殿

住 所

氏 名

㊞

電話番号

（法人等にあつては、主たる事務所の所在地及び
名称並びに代表者の氏名）

次のとおり弁明書を提出します。

弁 明 の 内 容	<input type="checkbox"/> 告知のとおり認め、弁明することはありません。
	<input type="checkbox"/> 次のとおり弁明します。

備考

- 1 この弁明書と併せて証拠書類等を提出することができます。
- 2 代理人による弁明の場合は、委任状を添付してください。
- 3 提出期限までに弁明書の提出がない場合は、弁明の機会を失います。

殿

生駒市長



過料処分決定通知書

生駒市歩きタバコ及び路上喫煙の防止に関する条例第14条の規定により、下記のとおり過料に処する。

記

過料の額	20,000円	
違反の事実	日時	
	場所	
	内容	
過料に処された原因		

(行政不服審査法及び行政事件訴訟法の規定による教示)